

議会改革推進特別委員会（第18回）

日 時 平成24年10月16日（火） 午前10時～
場 所 第3委員会室

1 開議

2 検討結果の確認について

- 前回検討結果表

3 検討項目の協議について

- C - 2 定数・報酬

4 次回の日程及び協議項目について

5 その他

議会改革推進特別委員会第 17 回（H24.8.20開催） 検討結果表

C - 2	議員定数・議員報酬の見直し		改革5 改革8 緑風6 公明1
H24.5.24	意見等	各委員が説明	
	結果	本日の説明及び資料内容を理解し、次回委員間で質疑等を行う。	検討継続
H24.7.3	意見等	○ 定数・報酬が検討項目となった理由は、市民から定数・報酬削減を求める声があるから ○ 市民意見は厳しい。 ○ 市民に議会の役割を理解されることが必要 ○ 議会の広報広聴機能の強化が必要 ○ 定数・報酬は提案時に会派で議論され整理されているはず。委員は具体的な案として既に示している。 ○ 議員全体で議論するための材料、根拠等を本員会で整理 ○ 議論の前提が整っていない、議会のあるべき姿等を共通認識し、実現の手段としての定数・報酬であるべき ○ 議員の果たさなければならない役割、必要とされる能力、議会改革の目指す方向、必要な条件等の整理が必要	
	結果	定数・報酬に係る具体的な検討は一時棚上げする。議会のあり方、果たすべき役割等について根本的な議論を行う。	検討継続
H24.8.2	結果	議会基本条例に基づき、議会のあり方を考える。	検討継続
H24.8.20	結果	引き続き議会基本条例に基づき、議会のあり方を考える。	検討継続

D - 4	会議に持ち込むＰＣ等（携帯端末を含む）のネット接続を許可		吉田1
H24.5.24	結果	先行して議論する。 次回、湊議員から説明を受ける。	検討継続
H24.7.3	意見等	○委員会へ持ち込む機器への提案（本会議は通告制が採用されていること等から、その場で調べ、その場で発言する場面が少ない。） ○資料の検索が容易 ○議論の効率化と深化に資する。 ○民間企業の状況などから、時代の変化として当然である。 ○外部への発信の制限、会議に不必要な目的に使用しない、作動音等を生じさせないなどの基本的なルールを設けて運用を。 ○ゲーム等の不適切な目的での使用を懸念 ○機器を持たない議員との格差が生じる。 ○議論の質の向上に資する根拠が必要 ○想定される機器の例示が必要	
	結果	次回、湊議員から、想定される機器の例示及び趣旨の説明等を受ける。	検討継続
H24.8.2	意見等	○便利な機器を有効に利用する意図 ○新たなデバイスに柔軟対応すべき。市民感覚と乖離する。 ○利用できない者のレベルに合わせ、全てを規制する必要はない。 ○利用希望を妨げる理由はない。 ○ネット上の情報は信憑性が低く危険 ○一般的な情報リテラシーを有していればネット上の情報は取捨選択できる。 ○用語の確認等に迅速に対応可能。利便性が高い。 ○会議へは十分に準備して臨むべき ○議論はわからない部分はわからないこととして継続するもの ○一定の規制（使用目的、外部発信規制）を設けて運用 ○不適切な使用に対しては、議員の相互監視及び議長、委員長の注意、指示により整理できる。	
	結果	他市の例、注意事項案をもとに検討する。	検討継続
H24.8.20	意見等	○本会議で利用する機会が想定できない。 ○不適切な目的、会議への集中を妨げる効果が予想される。 ○提案者の意向を尊重して委員会について実施すべき。 ○段階的に導入し、検証すべき。 ○会議に必要な範囲で利用する、会議中に会議の内容を外部に発信しない、の2点を確認して実施を。 ○段階的に（本会議を除いて）実施する理由がない。本会議及び委員会等を合わせて実施し同時に検証することが可能。	
	結果	本会議を除く会議へ持ち込むＰＣ等のネット接続を許可する。 （H24.8.28、議運へ報告・決定）	決定

前回委員会での主な意見

議員定数・議員報酬を検討するためには、議会の役割等が明確にされている必要がある。あるべき議会の姿を実現するためにふさわしい定数・報酬として検討しなければならない。

↓

議会のあり方、果たすべき役割について根本的な議論を行う。

↓

議会基本条例をもとに検討する。

議会基本条例の規定は、具体的な取り組みとしてどのような実現されるか。

↓

議会基本条例の精神を実現させるための具体的な取り組み案など

- 広報戦略の策定
- 市長への手紙に対応する「議長への手紙」
- 目的別議会報告会の開催
- 採択した請願を実現させる働きかけ
- 議会ハンドブックの作成